

2. 個別事業の内容について

新様式

(1) 公益目的事業の種類及び内容

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等
公 1	地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業

〔1〕 事業の内容 <申請書記載事項>

I 創業、経営革新及びマーケティングに関する支援に係る事業

A 新事業創出等支援  
 企業の事業化、販路拡大、生産性向上等の伴走支援、コーディネーターによる総合的・先進的経営アドバイス、生産性向上支援サポーターによる生産体制整備のアドバイス、経営・技術専門家の派遣、創業者に対する助成、企業のチャレンジを担える人材とのマッチング支援など、起業や新事業の創出、生産性の向上等を支援する。

【中小企業診断・助言事業】

(1) 事業の趣旨・目的  
 本県中小企業者の経営・技術・人材・情報化などのさまざまな経営課題に対する診断指導・助言を行い、経営革新を支援する。  
 平成12年度から実施している事業であり、創業前の個人から中小企業者まで、広く本県に所在する中小企業者等からの窓口相談に対応している。

(2) 事業の概要  
 (1) 専門家派遣事業  
 本県中小企業者からの要請に応じて、専門家を派遣して診断・助言を行う事業。中小企業診断士、技術士などの専門家を登録しており、相談内容に応じて専門家を選定。  
 ア 内容等  
 専門家への支払額(旅費及び謝金)の2/3を当センターが助成。1法人当たり6~8回程度/年を派遣。  
 イ その他  
 事業の募集は、制度紹介パンフレットの配布、情報誌「KISC」・ホームページへの掲載など、広く本県中小企業者に対して行っている。  
 申請があった際は、法人への取組テーマや成果目標の確認、専門家からの支援方針の聞き取りを行い、派遣を決定している。  
 派遣終了後は、事後評価報告書を受理し、事業の達成状況、事業効果及び今後の対応等の把握を行っている。  
 (2) 支援体制整備事業  
 中小企業支援を行う支援機関・金融機関等との連携や支援方策等の情報交換を行い、支援体制の相互補完を行うため、支援機関を対象とした連携会議の開催や支援機関が開催する会議等への参加  
 (3) 支援担当能力者開発事業  
 経営支援担当者の養成研修への参加する経費

(3) 受益の機会  
 支援対象者は、中小企業基本法に定める県内の中小企業者等であれば、業種等の限定はない。また、募集・案内については、当財ホームページや情報誌、メールマガジン等で随時、広く周知しており、申込方法・費用等を明確に示している。

(4) 受益者の義務・受益の条件  
 専門家派遣事業を利用する中小企業等は、専門家派遣の費用(謝金・旅費)について1/3の負担がある。また、支援の効果把握するため、支援終了後に報告書の提出を求めている。

(5) 事業の合目的性の確保の取組  
 提出された専門家派遣要請書に基づき取組テーマや成果目標・課題、支援内容等を審査した上で、事業の成果が上がるように派遣を決定している。

(6) その他  
 特記事項なし

### 【よろず支援拠点事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者等が抱える売上拡大や経営改善、生産性の向上に対して、その課題解決に向けた支援を実施し、地域経済の活性化を目指す事業。
- (2) 事業の概要  
【ワンストップ相談窓口】
  - (1) 専門性の高い経営アドバイス
  - (2) 課題解決のための総合調整
  - (3) 他の支援機関に対する支援ノウハウの共有 等  
【生産性向上支援センター】
  - (1) 生産性向上に係る徹底した伴走支援
  - (2) サポーター等の支援能力の向上 等
- (3) 受益の機会  
県内の中小企業者等からの売上拡大、経営改善、創業及び生産性向上に係る様々な経営課題に対する相談に無料で何度でも対応することとしており、支援対象者は、中小企業基本法に定める県内の中小企業者等となっている。  
当該事業の募集・案内については、鹿児島県よろず支援拠点独自のホームページや当財団 HP、情報誌、メールマガジン等で随時、広く周知しており、申込方法等を明確に示している。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
ワンストップ相談窓口や生産性向上支援センターを利用する場合は、電話等での予約や申請手続き等を行う必要があり、支援の内容によっては決算書等の提出を求める場合もある。  
また、生産性向上支援センターを利用する場合は、「生産性向上取組計画」の作成、「支援完了同意書」の提出が必要となる。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
事業の実績については、第三者を含めた国のフィードバック委員会に提出し、当該委員会より事業評価を受ける。
- (6) その他  
特記事項なし

### 【プロフェッショナル人材戦略拠点事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
マネージャー、サブマネージャー、人材活用支援専門員等を配置し、県内中小企業の経営者に対し、成長や経営体質強化の可能性について意欲を喚起しつつ、その実践をサポートしていくため、都市部の「プロフェッショナル人材（副業・兼業人材を含む）」に対する多様な就業機会の提供を通じて地方への還流を促す。
- (2) 事業の概要
  - ・ マネージャー、サブマネージャー、人材活用支援専門員等の配置
  - ・ 民間人材ビジネス事業者・地域金融機関との連携
  - ・ プロフェッショナル人材戦略協議会の開催
  - ・ セミナー等の開催
- (3) 受益の機会  
県内中小企業を対象としてプロフェッショナル人材とのマッチングをサポートする事業であり、人材活用支援専門員等を配置して、随時訪問や電話等で相談を受け付けている。  
また、実施しているセミナー等については誰でも参加が可能であり、チラシやホームページ等で周知している。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
人材紹介事業者とのマッチングをサポートした後の、プロフェッショナル人材の雇用については企業が決定する。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
登録している人材紹介事業者への情報提供にあたっては、同意書に基づいて情報提供を行っている。
- (6) その他  
特記事項なし

## 【鹿児島県経営品質賞事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
県内企業等の経営品質向上活動への取組みを推進し、県産業全般にわたる活性化を図ることを目的として、当センターが平成16年度に創設した賞制度。  
顧客価値経営を目指す変革のモデルとするにふさわしい組織として表彰することのみならず、申請組織に対しては賞へのチャレンジによる気づきを得ること、賞の審査という外部評価により改善・革新サイクルをまわすきっかけとなることも狙いとしている。
- (2) 事業の概要  
外部審査員による書面審査、現地審査、合議審査の審査結果・評価レポートを基に、判定委員会において表彰候補組織を判定し、賞事務局へ賞区分の推薦を行い、表彰組織を決定する。
  - (1) 対象者
    - ・ 顧客価値経営を目指している組織
    - ・ 鹿児島県内に所在する組織
  - (2) 賞区分  
知事賞（大賞）・優秀賞・奨励賞の3賞（いずれも知事表彰）
  - (3) 全体の流れ
    - ① 募集（賞事務局） 11月～12月
    - ② 申請組織の申請資格確認（賞事務局） 12月～1月
    - ③ 申請書の受理 3月
    - ④ 審査チームによる書類審査 4月～6月
    - ⑤ 審査チームによる合議・現地調査 5～6月
    - ⑥ 判定委員会による判定及び賞事務局への推薦 7月～8月
    - ⑦ 表彰組織の決定 8月～9月
    - ⑧ 表彰式 9月～10月
- (3) 受益の機会  
ホームページにより県内企業等に広く周知している。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
当財団が定める資格確認、申請手続きを行い、「日本経営品質賞申請・審査ガイドブック」、「顧客価値経営ガイドライン」に基づき、外部審査員による審査を受ける。申請費用として、書類審査等の費用が必要となる。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
審査は、日本経営品質賞委員会作成のガイドブック、ガイドラインに則り、習熟した審査員が審査している。
- (6) その他  
特記事項なし

## 【起業準備プログラム事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
起業に向けた機運の醸成を図るとともに、起業しやすい環境を整備し、起業を通じた地域の活性化を図る。
- (2) 事業の概要
  - (1) 起業準備プログラム  
起業に至るまでの各フェーズに合わせた支援を継続的に実施することで、起業しやすい環境を整備するとともに、新たなビジネスの創出・育成を図る。
  - (2) 補助事業  
県ビジネスプランコンテスト最終審査会参加者等を対象に、プランの事業化を推進するため、必要となる費用の一部を助成することにより、起業または新事業の展開に対する挑戦を後押しする。
- (3) 受益の機会  
県が実施しているビジネスプランコンテスト最終審査会参加者等を対象としており、対象者にはもれなく

メールを送付している。

なお、ビジネスプランコンテストの実施についてはホームページやチラシ等で広く周知している。

- (4) 受益者の義務・受益の条件  
本事業による補助金を受けようとする者は、定められた申請書類を提出し、県及びセンターが定める実施要領等に基づく審査を受けることを条件としている。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
助成対象者は、状況報告や助成事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業状況の報告等が要領で義務づけている。
- (6) その他  
特記事項なし

#### 【新産業創出ネットワーク事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
地域資源等を活用した新産業創出に取り組む県内中小企業に対し、事業ニーズの掘り起こしから事業化、販路拡大までの各段階に応じて、集中的かつ継続的に支援する。
- (2) 事業の概要
  - (1) 新事業創出支援・伴走・セミナー等・ネットワーク化・ブラッシュアップ  
独自の技術を用いた新製品・新サービスの開発や地域資源を活用して地域課題の解決に資する製品・サービスの開発に取り組む県内中小企業者に対し、市場調査や基礎研究、人材育成、研究開発、販路開拓等に要する経費の一部を補助する。  
また、新事業の創出に取り組む県内の中小企業が円滑に事業を実施するために、専門家による事業計画のPDCAや課題解決の手法、資金調達の相談等の伴走型のコンサルティング支援を行う。また、各種セミナー等を実施する。  
このほか、各種セミナーや補助事業者の成果発表会等を通じて県内外の企業等の交流の場を創出するネットワーク化支援や専門家による伴走支援を受けている事業者を対象に市場調査・基礎研究等の経費を補助する事業計画ブラッシュアップ支援を実施する。
  - (2) 研究開発支援  
新事業創出のために実施する新技術や新製品の研究開発に取り組む県内の中小企業に対し、研究開発に係る経費の一部を補助する。
- (3) 受益の機会
  - (1) 募集情報をホームページで広く公開するとともに、説明会や広報活動を通じて県内の中小企業が等しく申請できる機会を確保している。
  - (2) 募集情報をホームページ等で広く公開するとともに、説明会や広報活動を通じて県内の中小企業が等しく申請できる機会を確保する。外部有識者による審査会により審査を行い、公平性を担保する。
- (4) 受益者の義務・受益の条件
  - (1) 本事業による補助金等を申請しようとする者は、定められた申請書類を提出し、県及びセンターが定める実施要綱等に基づく審査を受けることを条件としている。
  - (2) 補助対象者は、研究開発計画・収支予算・過去3期分の決算・県税納税証明の提出、状況報告・実績報告の提出、事業化状況報告・取得財産財産管理、証拠書類の保管等の義務を負う。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組
  - (1) 補助事業対象者は、状況報告や補助事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業状況の報告等を要綱で義務づけている。また、補助事業以外については事業の受託者より受領する実績報告書の確認によって、事業が仕様書や計画に基づき適正に遂行されたことを確認し、事業の合目的性の確保に努めている。
  - (2) 外部有識者による審査体制を整備し、研究開発の妥当性を確認する。採択後は進捗管理及び成果確認を行い、事業終了後には成果の検証を実施し、次年度以降の事業改善に反映する。
- (6) その他  
(1)及び(2)とも特記事項なし

#### 【経営革新等伴走型支援事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
代替わりを契機として企業の飛躍を図るため、経営革新等を支援する専門人材を活用し、伴走型支援による

事業の磨き上げを行う。また、これを通じて、未来を担う次世代経営者（現後継者）の育成を推進する。

(2) 事業の概要

(1) 経営革新等支援専門員の配置

代替わりを契機に環境対応を図るにあたり、企業が抱える様々な経営課題に対処するため、ビジネス変革を支援する専門人材を産業支援センター内に配置する。

専門員が企業を訪問し、ヒアリングにより経営革新や事業承継など経営課題を抽出、各企業の状況に応じ、活用可能な支援策や支援機関を紹介する。

(2) 対象者・対象地区

県内中小企業者・小規模事業者

※ 主に商工会議所担当地区を担当

11地区（鹿児島、川内、鹿屋、枕崎、阿久根、奄美大島、南さつま、出水、指宿、いちき串木野、霧島）

上記以外は商工会連合会が担当。商工会地区の企業から相談等があった場合は、商工会連合会と調整の上、対応する。

(3) 受益の機会

事業情報をホームページ等で広く周知するとともに、説明会や広報活動を通じて県内の中小企業等に相談できる機会を確保する。

(4) 受益者の義務・受益の条件

経営革新計画の県への申請には、中小企業者にとって新たな取組（新商品・サービスの開発・生産・提供、新規事業分野への進出）が必要。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

県内の中小企業者に周知し、企業が抱える様々な経営課題についての相談や経営革新計画の策定について、伴走支援する体制を整える。

(6) その他

特記事項なし

B 資金等支援

小規模企業者等が導入する設備の購入資金の貸し付けを行う事業の実施。

【設備貸与事業】

(1) 事業の趣旨・目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図るための設備を貸与又はリースすることにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤を強化する。

(2) 事業の概要

平成19年度以降、新規の貸与又はリースは行っておらず、償却済債権の回収事務のみを行っている。

(3) 受益の機会

平成19年度から新規の貸与又はリースを休止。償却済債権の管理事務を行っている企業のみ対象。

(4) 受益者の義務・受益の条件

償却済債権のうち管理事務を行っているものについて、保証人等からの債権回収。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

債務者等に対して定期的な現況確認を行う。

(6) その他

特記事項なし

C マーケティング等支援

新製品等の販路開拓助成、商談会の開催、県外展示会への出展支援等を行うとともに、取引あっせんや専門調査員による情報収集・提供などにより、マーケティング等を支援する。

#### 【ベンチャープラザ開催事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
ベンチャー企業等が開発した新製品・新技術について、企業経営者、金融機関、行政機関等のニュービジネスに興味・関心を持つ者に対する発表の場を提供し、併せて情報交換、商談の場を設けて販路開拓等の取り組みを支援する。
- (2) 事業の概要  
第1部 ビジネスプラン発表  
ベンチャー企業等の新しい製品・商品・サービス等についてのプレゼンテーション及び質疑応答  
第2部 交流会  
発表企業や参加者同士の情報交換、名刺交換等
- (3) 受益の機会  
県内中小企業者であれば発表のエントリー（随時募集）をすることが可能であり、当日は誰でも参加できる。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
発表企業の選考については、新製品・新技術等の新規性、市場性、将来性等を勘案し、事業を共催する機関と協議の上、決定している。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
共催となっている福岡のニュービジネス協議会から公認会計士等専門家も参加しており、適切な助言指導を行い、質の高いものとなっている。
- (6) その他  
特記事項なし

#### 【がんばる企業の新製品等販路拡大助勢事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
県内中小企業等が自ら開発した新商品・新製品の販路を拡大し、地域経済を活性化させることを目的として、海外展開を視野に入れた販路拡大、新市場開拓に積極的に取り組む中小企業等に対し、国内で開催される商談会・展示会への出展を支援する。
- (2) 事業の概要  
海外展開を視野に入れた販路開拓のため、国内で開催される海外バイヤーが来場する商談会等に出展し、新製品等の商談を行う中小企業等に対し、その経費の一部を助成する。また、出展効果を高めるためのオンラインセミナーを開催する。
  - ・ 助成率：2/3以内、上限額：500千円
  - ・ 対象経費：商談会参加のための出展料、交通費、宿泊費、パンフレット作成等
- (3) 受益の機会  
オンラインセミナーへの参加も含め、県内中小企業であれば応募が可能であり、ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知することとしている。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
商談会・展示会に出展するものについて、定められた申請書類を提出してセンターが定める実施要領等に基づく審査を受けることを条件としている。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
助成対象者は、状況報告や助成事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業状況の報告等を要領で義務づけている。
- (6) その他  
特記事項なし

#### 【ビジネスマッチング強化事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
モノづくり分野における新たな外注ニーズを的確に把握し、大都市圏展示会や商談会を活用して県内受注企業の技術力・製品力を効果的に発信することで域外需要の獲得と新規取引先の開拓を促進する。また、広域商談会を含む各種商談会を実施しさらに県内モノづくり企業検索サイトの活用も組み合わせるなど多面的なマッチング機会の創出を図る。

- (2) 事業の概要
- (1) 県外事務所及び広域専門調査員との連携による県外発注企業の掘り起こし
    - ・ 鹿児島県の県外事務所・駐在（東京・大阪・福岡）と情報共有し、県内モノづくり企業のPR及び新規発注案件の掘り起こし
    - ・ 県内外に発注案件等の情報収集を行う広域専門調査員を2名配置し、九州地区の企業を主な対象とした新規発注案件の開拓
  - (2) 展示会出展及び商談会を通じた発注企業とのマッチング促進
    - ・ 大都市圏展示会における県内企業の加工技術PRと来場者に対する外注ニーズの収集
    - ・ かごしま取引商談会やミニ商談会への誘導
    - 受注企業名簿・受注企業検索サイトの紹介
  - (3) 他県支援機関とのネットワークを活用した取引機会の創出
    - ・ 広域商談会への参画、県外発注企業の工場見学等
- (3) 受益の機会  
展示会出展の展示企業の募集は当財団のホームページ等を通じて情報提供を行い、商談会への参加募集についても同様のため、県内企業全体に広く受益の機会が開かれている。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
展示会出展及び商談会参加を希望する場合、受益者は当財団が定める申込手続きを行う必要がある（ただし、参加費は無料）。  
また、受注企業として取引あっせんに登録できる企業は、県内に事業所を置く製造業を対象としている（ただし、登録料や取引あっせんに係る紹介料は無料）。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
展示会出展の展示企業は、申込み企業の希望と加工内容をもとに選定し、幅広い加工内容の外注ニーズを収集して取引あっせんや商談会への参加に繋げることで、波及効果を高めるように実施している。  
また、商談会は発注企業の外注ニーズと受注企業の面談希望を勘案し、成果に繋がる商談となるよう検討して実施している。
- (6) その他  
特記事項なし

**【半導体関連企業取引拡大支援事業】**

- (1) 事業の趣旨・目的  
県内半導体関連企業のサプライチェーンの新規参入や取引拡大を図るため、県と連携して大規模な半導体関連展示会への出展等を実施する。
- (2) 事業の概要  
半導体関連の大規模な展示会に出展するとともに、取引拡大等につながるよう、出展後のフォローアップを行う。
- (3) 受益の機会  
展示会出展の展示企業の募集は当財団のホームページ等を通じて情報提供を行うため、県内企業全体に広く受益の機会が開かれている。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
受益者は当財団が定める申込手続きを行う必要があるが、展示会出展は無料。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
受益者の選定は、出展申込み企業の希望と加工内容等を勘案して決定し、その旨は募集の際に公表する。
- (6) その他  
特記事項なし

**【モノづくり情報収集提供事業】**

- (1) 事業の趣旨・目的  
県内外の発注企業に対する新規発注案件の掘り起こしに努め、得られた情報をもとに取引あっせんを行うことで、県内受注企業のビジネスチャンス拡大を支援する。
- (2) 事業の概要
  - (1) 受発注情報の収集及び提供

職員等が県内外の企業から受発注に関する情報を収集及び提供して取引あっせんを行う。  
旅費、コピー代、県内製造業データベースサイトの保守管理費、その他事務費を支出。

(2) 九州7県合同による発注案件調査の実施及び情報提供

全国の発注企業を対象にした発注開拓調査を九州7県合同で行うことにより実施効果を高め、その調査結果情報を県内企業に提供することにより新規取引先獲得の機会を提供する。

発注開拓調査に係る郵送料等の経費を支出。

(3) 受益の機会

具体的な発注案件は、取引あっせんの登録企業を中心に情報提供しているが、登録企業の募集は当財団の情報誌「KISC」やホームページ等を通じて広く募集しており、県内企業全体に受益の機会が開かれている。

(4) 受益者の義務・受益の条件

取引あっせん登録を希望する場合、受益者は当財団が定める申込手続きを行う必要がある。

また、受注企業として取引あっせんに登録できる企業は、県内に事業所を置く製造業を対象としている（ただし、登録料や取引あっせんに係る紹介料は無料）。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

事業の実施にあたり、審査は伴わない。受注の確保・拡大を図り、受託企業である県内中小企業の経営基盤を強化するため、広く県内中小企業を対象に事業を実施している。

(6) その他

特記事項なし

【下請振興事業】

(1) 事業の趣旨・目的

県内中小企業の販路・取引先拡大を図るとともに、企業間取引の適正化を推進する。

(2) 事業の概要

県内企業への取引あっせん及び県内外の受発注情報収集に従事する職員5名（うち1名は総務情報課兼務）及び広域専門調査員2名の人件費、事務室の借上料、事務費等。

(3) 受益の機会

取引あっせんは当財団の情報誌「KISC」やホームページ等を通じて広く周知し県内企業全体に受益の機会が開かれている。

(4) 受益者の義務・受益の条件

取引あっせん登録を希望する場合、受益者は当財団が定める申込手続きを行う必要がある。

また、受注企業として取引あっせんに登録できる企業は、県内に事業所を置く製造業を対象としている（ただし、登録料や取引あっせんに係る紹介料は無料）。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

事業の実施にあたり、審査や選考は伴わない。受注の確保・拡大を図り、下請受託企業である県内中小企業の経営基盤を強化するため、広く県内中小企業を対象に事業を実施している。

(6) その他

特記事項なし

【取引かけこみ寺事業】

(1) 事業の趣旨・目的

企業間取引に関連するさまざまな悩みや、相談ごとへの対応、取引の適正化

(2) 事業の概要

(1) 事業内容

ア 専門の相談員や弁護士による無料相談

イ 公益財団法人全国中小企業振興機関協会や登録弁護士と連携し、苦情紛争処理に対応

(2) 対象者

中小企業者からの相談で、企業間取引に関連した相談及び過重債務問題（債務返済、会社整理等）に関する相談。

(3) 事業実施

毎週原則、火・木・金の相談日に対応。

- (3) 受益の機会  
取引に関する様々な悩みや相談対応は、当財団の情報誌「K I S C」、ホームページ、パンフレットを通じて広く情報提供を行うため広く県内企業全体に受益の機会が開かれている。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
相談に関する条件等なし、相談は無料。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
機微な個人情報に伴うため、相談員が対応する場合は匿名での相談も可能。
- (6) その他  
特記事項なし

【よろず支援拠点事業】(再掲)

【専門家派遣事業】(再掲)

【新産業創出ネットワーク事業】(再掲)

【K I S C会員支援事業(取引あっせんメールサービス)】(一部再掲)

#### D 情報化支援

各種支援事業や企業経営に役立つ情報等の提供を行うとともに、会員に対してIT化促進のための専門家等の派遣や人材育成等の他、カイゼン活動による生産体制の向上を支援する。

#### 【情報支援事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
県内中小企業の情報化を支援するため、各種支援事業や企業経営に役立つ情報等を提供する。
- (2) 事業の概要
  - (1) インターネットによる情報提供
  - (2) メールマガジン配信サービス(毎週金曜日配信)
  - (3) 南日本新聞での経営関連記事の提供  
「中小企業経営情報コーナー」(月3回掲載)
  - (4) 情報化相談(随時)
- (3) 受益の機会  
利用に当たっての制限は設けておらず、誰でも何回でも閲覧・相談可能。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
媒体利用に係る費用(通信費、新聞購読料)以外の費用負担、アクセス制限はない。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
提供する情報の内容を複数の職員で確認している。
- (6) その他  
特記事項なし

#### 【K I S C会員支援事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
会員企業に対して、情報化人材育成のためのIT操作技術及び生産性向上を実現するIT導入の促進に係る講師派遣やホームページ作成費用等助成、IT資格取得支援事業、取引あっせんメールサービス事業などを行う。
- (2) 事業の概要
  - (1) DVD貸出
  - (2) 社内パソコン研修への講師派遣
  - (3) IT導入促進支援事業
  - (4) ホームページ作成等支援事業
  - (5) IT資格取得支援事業

- (6) セミナーの開催
- (7) 情報誌「KISC」作成・提供事業
- (8) 取引あっせんメールサービス事業
- (9) その他（情報誌「KISC」の企業PR提供）

(3) 受益の機会

情報誌「KISC」は、年4回全会員に送付している。他の事業は、会員からの申請、申し出に応じて実施するもので、受益の機会は予算の範囲内で平等に提供されている。

(4) 受益者の義務・受益の条件

IT導入促進支援事業、ホームページ作成等支援事業、IT資格取得支援事業助成事業は助成事業であり事業者の費用負担を伴う。ホームページ作成等支援事業は助成を受けた年度を含む過去5年度内に助成を受けた企業を助成対象から除いている。

事業によって助成対象、助成割合、助成上限額などが定められており、申請手続きや募集時期は、センターホームページ、メールマガジン、広報誌で公表している。

助成事業以外の事業の利用についての費用負担はない。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

会員企業からの申し込み・申請が、実施要領等に合致していることを審査し、予算の範囲内で実施できるものであることを確認している。

(6) その他

特記事項なし

【よろず支援拠点事業】（再掲）

【専門家派遣事業】（再掲）

## II 研究開発及び技術に関する支援に係る事業

### A 研究開発・技術支援

新技術・新製品開発、AI・IoTやロボット等の先端技術やカーボンニュートラル実現に向けた研究開発及び外国出願等への助成、産学官の連携や大学等技術シーズのマッチングなどにより、研究開発や新たな技術向上を支援するとともに、県内中小企業等の優れた新製品・新技術を表彰する。

【先端技術研究開発支援事業】

(1) 事業の趣旨・目的

県内中小企業が取り組むAI・IoT等の先進的な研究開発、カーボンニュートラルを目指した研究開発等を支援することで、本県産業の高付加価値化を図ることを目的とする。

(2) 事業の概要

県内中小企業が、自社のアイデアや技術を活用し、オンリーワンといえる革新的な新技術・新製品の研究開発、AI・IoTやロボット等先端的な技術を活用したシステム開発等、カーボンニュートラルの実現に向けた研究開発に要する経費の一部を助成する。

(3) 受益の機会

募集情報をホームページ等で広く公開するとともに、説明会や広報活動を通じて県内の中小企業が等しく申請できる機会を確保する。県の公設試等の技術的な専門家と、センター役員及び事務局長、関係課長による選考会により選考し、公平性を担保する。

(4) 受益者の義務・受益の条件

助成事業者は、研究開発計画・収支予算・反社会的勢力排除に関する誓約・過去3期分の決算の提出、状況報告・実績報告の提出、事業化状況報告・取得財産財産管理、証拠書類の保管等の義務を負う。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

県の公設試等の技術的な専門家と連携し研究開発の妥当性を評価する。採択後は進捗管理及び成果確認を行い、事業終了後には成果の検証を実施し、次年度以降の事業改善に反映する。

(6) その他

特記事項なし

【シーズ・ニーズ・マッチング事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
産学官連携を図りながら、新たな地域産業の創出を目的とする。
- (2) 事業の概要  
県内中小企業からの研究開発や技術に関する相談等を受けて、そのニーズに応じて、鹿児島大学をはじめ県内の高等教育機関や工業技術センターなど公設試験研究機関が保有する研究シーズとのコーディネート・マッチング支援を行い、共同研究を促進するとともに、大学等が保有する研究シーズの掘り起こし、その情報提供に努める。
- (3) 受益の機会  
県内中小企業からの相談を随時受け付けることで、誰もが利用できる機会を確保する。相談対応は公平性を保ち、特定企業に偏らないよう運用する。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
マッチング支援を受ける企業は、相談内容の適正な提供とマッチングの相手方の要求する契約等の遵守義務を負う。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
産学官連携課の職員及び必要に応じ外部有識者が相談内容を精査し、適切な研究機関とのマッチングを行う。支援後には連携状況を確認し、事業の改善に反映する。
- (6) その他  
特記事項なし

【海外出願支援事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
経済のグローバル化による国際的な事業展開や知的財産権侵害品へ対応するためには、海外での特許等の取得が重要であることから、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う県内中小企業に対し、特許出願、意匠出願、商標出願等の経費の一部を助成する。
- (2) 事業の概要
  - (1) 対象者 県内中小企業者等
  - (2) 対象事業 外国特許庁への出願手数料、現地代理人に係る費用、国内代理人に係る費用、翻訳に係る費用
  - (3) 補助率等 対象経費の1/2以内  
補助限度額：1企業に対する1会計年度の補助総額 300万円  
1出願に対する補助総額  
1、500千円（特許）  
600千円（意匠・商標・実用新案）  
300千円（冒認商標）
- (3) 受益の機会  
県内中小企業であれば応募が可能であり、ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
本事業による補助金を受けようとする者は、定められた申請書類を提出してセンターが定める実施要領等に基づく審査を受けることを条件としている。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
助成対象者は、助成事業完了時の実績報告が要領で義務づけられている。また、実施元の特許庁においてフォローアップ調査を実施している。
- (6) その他  
特記事項なし

【かごしま産業技術賞事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
県内の中小企業等が開発した新製品・新技術のうち、特に優れたものを顕彰することによって、地域企業等の研究開発を一層促進するとともに、県民の技術開発に対する関心を高め、本県地域産業の技術の高度化及び活性化を図る。
- (2) 事業の概要
  - (1) 対象者  
県内に本社若しくは、工場等を有する中小企業等（個人を含む）
  - (2) 対象となる研究開発  
原則として、令和5年4月以降に県内で開発された新製品又は新技術で、県産業の振興に寄与しているもの
  - (3) 賞  
大賞1点、優秀賞1点及び奨励賞1点
- (3) 受益の機会  
募集情報をホームページ等で広く公開するとともに、説明会や広報活動を通じて県内の中小企業等が等しく応募できる機会を確保する。外部有識者による審査会により審査を行い、公平性を担保する。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
応募者は、応募書類の提出、新製品・新技術の概要説明、必要に応じた追加資料の提出等の義務を負う。受賞者は、成果の公表に協力する。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
外部有識者による審査委員会を設置し、技術的評価、経済的評価及び地域産業への波及効果を評価する。審査結果を踏まえ、事業の透明性と公平性を確保しつつ、次回以降の事業改善に反映する。
- (6) その他  
特記事項なし

【創造的中小企業創出支援事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
創業法に基づき、知事の認可を受けた企業が新技術・新製品、新サービスの開発等に必要な資金を、社債を発行することで調達することができるようにするため、社債等の引受先である特定ベンチャーキャピタルに対し、投資原資を預託し、当該企業に1億円を上限として間接投資を行う。  
また、これと同時に投資額の70パーセントの債務保証を行う。
- (2) 事業の概要  
平成15年度に事業が終了し、基金の造成資金は返還済み。  
代位弁済を履行した企業に係る求償権が生じているため、特定ベンチャーキャピタルと連携を図り、求償の回収事務を実施。
- (3) 受益の機会  
平成15年に事業終了。代位弁済を行った企業のみ。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
代位弁済にともなう債務の返済
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
債務者と債権者である金融機関等と定期的な状況確認を行う。
- (6) その他  
特記事項なし

【新産業創出ネットワーク事業】（再掲）

【成長型中小企業等研究開発支援事業】（再掲）

B 戦略的産業振興支援

新たな産業の創出のため、新技術・新製品の研究開発や食品関連企業の効率的で質の高い生産体制の整備などを支援する。

【成長型中小企業等研究開発支援事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針に基づき、特定ものづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業のものづくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図ることを目的とする。
- (2) 事業の概要  
中小企業・小規模事業者が大学・公設試等と連携して行う、国の成長型中小企業等研究開発支援事業において、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を事業管理機関として支援する。
- (3) 受益の機会  
国の公募情報を広く周知し、説明会や個別相談を通じて県内企業が等しく応募できる機会を確保する。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
支援を受ける企業は、国の制度要件を満たすことに加え、研究開発計画の提出、進捗・実績報告、経費の適正執行、法令遵守及び反社会的勢力排除に関する誓約等の義務を負う。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
国制度の趣旨に沿った事業推進を図るため、推進委員会を設置し、事業の実施段階での課題の抽出及び検討並びに研究成果を確認し、事業の改善に反映する。
- (6) その他  
特記事項なし

【新産業創出ネットワーク事業】（再掲）

C 地域資源活用支援

地域資源の活用や農林漁業と商工業の連携による新商品等の試作品開発・販路開拓等への助成により、新事業の創出等を支援する。

【魅力ある食品開発支援事業】

- (1) 事業の趣旨・目的  
本県ならではの食の魅力を生かした安心・安全な加工食品の研究開発、商品開発を支援することによって、付加価値の高い産業の創出を図ることを目的としている。
- (2) 事業の概要  
県内中小企業が、本県の地域資源である良質で豊富な農林水産物を活用し、機能性表示食品やハラル認証食品等に向けて付加価値の高い食品の研究開発や商品開発を行う場合、その経費の一部を助成する。
- (3) 受益の機会  
募集情報をホームページ等で広く公開するとともに、説明会や広報活動を通じて県内の中小企業が等しく申請できる機会を確保する。県の公設試等の技術的な専門家と、センター役員及び事務局長、関係課長による選考会により選考し、公平性を担保する
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
助成事業者は、研究開発計画・収支予算・反社会的勢力排除に関する誓約・過去3期分の決算の提出、状況報告・実績報告の提出、事業化状況報告・取得財産財産管理、証拠書類の保管等の義務を負う。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
県の公設試等の技術的な専門家と連携し研究開発の妥当性を評価する。採択後は進捗管理及び成果確認を行い、事業終了後には成果の検証を実施し、次年度以降の事業改善に反映する。
- (6) その他  
特記事項なし

【新産業創出ネットワーク事業】（再掲）

【がんばる企業の新製品等販路拡大助勢事業】（再掲）

Ⅲ 技術者等の育成に関する支援に係る事業

## A 人材育成支援

若手経営者等を対象とした人材育成塾の開催やカイゼンインストラクターによる企業訪問・社内ゼミ、IT資格取得の助成等を行うことにより、企業等の人材育成を支援する。

### 【ものづくり経営者育成塾かごしま】

- (1) 事業の趣旨・目的  
変動する社会経済情勢の中で、県内ものづくり企業が成長し続けることを目的に、若手経営者等が県内外企業の優れた経営手法を学び、課題解決策を共に検討し、相互に交流する人材育成塾を開催する。
- (2) 事業の概要  
年間テーマを設定し、その分野で先駆的な取組をしている県内外の経営者による講演聴講、専門家によるワークショップ・意見交換、企業の現地視察（全5回程度開催）
- (3) 受益の機会  
県内中小製造業の若手経営者、後継者候補及び経営幹部を対象としており、ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。
- (4) 受益者の義務・受益の条件  
受講の申込みにはホームページ等により申込みを行い、定員の範囲内で受講が認められた者を対象としている。  
なお、受講に当たっては全5回のプログラムを通じて年間テーマに対応する形式にしているため、全日程を通じて参加することを条件としている。
- (5) 事業の合目的性の確保の取組  
実施ごとにアンケートを行い、満足度や理解度、今後取り上げてほしいテーマ等を把握し、その結果を次年度の事業計画に反映することで内容の充実と参加者ニーズとの整合性を図っている。
- (6) その他  
特記事項なし

【よろず支援拠点事業】（再掲）

【プロフェッショナル人材戦略拠点事業】（再掲）

【起業準備プログラム事業】（再掲）

【新産業創出ネットワーク事業】（再掲）

【KISC会員支援事業（IT資格取得支援事業）】（一部再掲）

## IV 地域経済の活性化に関する支援に係る事業

### ※ 事業を全て公1とした理由

当センターの目的は、定款第3条に規定しているとおり、鹿児島県の産業振興と地域経済の発展に寄与することである。これらの目的を実現するためには、上記IからIVまでの事業を実施することで実現されるものであり、事業内容についても、相互に関連しているものがあるため、公益目的事業を1つにまとめたものである。

注1 公益目的事業の内容については、ガイドライン第2章第2（申請書記載事項）に沿って記載してください。

注2 [1]に記載した内容を変更する場合、記載を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

## 新様式

### 2. 個別の事業の内容について

#### (1) 公益目的事業の種類及び内容について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

#### [2]事業の種類について(別表該当性)＜申請書記載事項＞

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1号、同第2号、同第3号及び同第4号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
20	<p>当センターは、県内中小企業の種々・多様なニーズに対応する総合的支援機関として、地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業を行うことにより、本県産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とした事業を行っている。</p> <p>具体的には、①新事業創出等支援、②戦略的産業振興支援、③地域資源活用支援、④研究開発・技術支援、⑤マーケティング等支援、⑥情報化支援、⑦人材育成支援に係る各種支援事業を県内の中小企業等に対して実施しており、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律別表に規定する、「20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当するものとする。</p>

注1 公益目的事業の種類について公益認定を受けた場合、記載内容を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

#### [3]事業の公益性に関する説明

(本事業が公益目的及び不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(20)「19事業区分非該当」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【中小企業診断・助言事業】</p> <p>1.窓口相談については、本県中小企業者の様々な経営課題の解決を図ることで、企業活動を支援しており、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く明らかにしている。</p> <p>2.本県中小企業者であれば、制限することなく窓口相談の機会を設けている。</p> <p>3.中小企業診断士の資格を有する職員、製造業・農工商連携・海外展開に見識がある企業経験者などが相談内容に応じて助言しており、専門家が適切に関与している。</p>
(20) 19事業区分非該当	<p>1.事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。</p> <p>3.受益の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。</p> <p>5.上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。</p>	<p>【中小企業診断・助言事業】</p> <p>1.中小企業支援事業等を円滑に実施することを目的としている。</p> <p>2.中小企業支援事業等を円滑に実施するために、中小企業支援体制の強化等を目的とした、県内の中小企業支援機関・団体間の連携推進を図る会議の開催や全国会議及びブロック連携会議に参加することとなっている。</p> <p>3.中小企業支援機関・団体間の連携推進を図る会議等を通して、県内中小企業等の支援強化に繋げている。また、中小企業大学校等の研修に参加することで、担当者の支援能力向上を図ることで、中小企業等支援の強化に繋げている。</p> <p>4.会議において国、県等の施策を周知している。</p> <p>5.会議は支援機関が対象となっており、国、県等の施策を県内中小企業等の支援に繋げるための機会となっている。</p>

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【よろず支援拠点事業】</p> <p>1.県内中小企業・小規模事業者を対象によろず独自のホームページやチラシ、SNS、メルマガ等で広く周知している。</p> <p>2.よろず独自のホームページやチラシ、SNS、メルマガ等で積極的に情報発信しているほか、当センター業務案内、ホームページ、メルマガ等でも周知するとともに、各種会合等の機会を捉えて事業説明を行っており、利用しやすい相談窓口として広く知られている。</p> <p>3.売上拡大や経営改善、生産性の向上等に関する専門知識を有するコーディネーター、サポーターを配置している。</p> <p>4.外部講師については、支給規程に基づき支払っている。コーディネーター、サポーターが講師を務める場合は、業務委託料以外の報酬は支払わない。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【よろず支援拠点事業】</p> <p>1.本県の支援拠点として、中小企業等の相談に応じ、総合的・先進的経営アドバイスや生産性向上に資する支援、チーム編成及び的確な支援機関の紹介等を行うものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.よろず独自のホームページ及びメルマガで積極的に情報発信しているほか、当センター業務案内、ホームページ、メルマガ等でも周知するとともに、各種会合等の機会を捉えて事業説明を行っており、利用しやすい相談窓口として広く知られている。</p> <p>3.売上拡大や経営改善、生産性向上等に関する専門知識を有するコーディネーター、サポーターを配置している。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【プロフェッショナル人材戦略拠点事業】</p> <p>1.県内中小企業者を対象にプロフェッショナル人材と企業のマッチングに関するセミナー等を開催するものであり、広く県民の利益の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>その周知については、チラシを作成して広く広報するとともに、ホームページや広報誌等でも広報している。</p> <p>2.県内中小企業者等であれば誰でも受講できる。</p> <p>3.専門的知識を有する外部の専門家を講師としてセミナーを開催してしている。</p> <p>4.講師の報酬については、県の規定に準じて支出している。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【プロフェッショナル人材戦略拠点事業】</p> <p>1.県内中小企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートとすることで、企業活動を支援しており、本県産業の振興と地域経済の発展を目指している。</p> <p>また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.当センター業務案内、ホームページ、メルマガ等でも周知するとともに、各種会合等の機会を捉えて事業説明を行っており、利用しやすい相談窓口として広く知られている。</p> <p>3.人材マッチングに関する助言が可能なマネージャー、サブマネージャー及び人材活用支援員を設置している。</p>	

<p>(16) 表彰、コンクール</p>	<p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか?</p>	<p>【鹿児島県経営品質賞事業】</p> <p>1.経営品質向上活動の取組を促進し、本県産業の活性化を図るため、経営品質の向上に取り組む企業等からの申請に対して、日本経営品質賞申請・審査ガイドブックに基づき審査し、表彰を行うものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.審査員、判定委員はいずれも利害関係のない者を選定している。</p> <p>3.経営品質活動を熟知した者や県内経済・金融関係者・県など本県産業界を代表する専門家を、審査員や判定委員に選定している。</p> <p>4.表彰式において、表彰に至る経緯を判定委員から説明するとともに、その概要をホームページで公開している。</p> <p>5.申請企業に対しては、審査費用を除き、金銭的な負担を求めている。</p>	
<p>(5) 相談、助言</p>	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【起業準備プログラム事業】</p> <p>1.新たに起業を目指す個人等を支援するもので、経済活動の活性化を図り、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.同事業で実施しているセミナー受講者や県ビジネスプランコンテスト最終審査会参加者等をメンタリングの対象としており、対象者にはもちろんメールを送付し、募集している。(なお、セミナーやビジネスプランコンテストについてはホームページやチラシ等で広く周知している。)</p> <p>3.企画提案方式により委託先を決定しているが、仕様書において、起業に関する豊富な実績と経験を有するメンターを選定する旨、定めている。</p>	
<p>(14) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【起業準備プログラム事業】</p> <p>1.新たに起業を目指す個人等を支援するもので、経済活動の活性化を図り、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.県が実施しているビジネスプランコンテスト最終審査会参加者等を対象としており、対象者にはもちろんメールを送付し、募集している。(なお、ビジネスプランコンテストについてはホームページやチラシ等で広く周知している。)</p> <p>3・4.センター役員及び事務局長、課長2名、担当職員による審査会で選考している。</p> <p>5.選定結果については、ホームページ等で公表している。</p> <p>6.助成対象者は、状況報告や助成事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業状況の報告等が要領で義務づけられている。</p>	

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【新産業創出ネットワーク事業】</p> <p>1.地域資源等を活用した新産業創出に取り組む県内中小企業に対し、事業ニーズの掘り起こしから事業化、販路拡大までの各段階に応じて、集中的かつ継続的に支援することで経済活動の活性化を図り、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。また、業務案内やホームページ、チラシ等で広く周知している。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3.企画提案方式により委託先を決定している。その結果、専門的知識及び実績を保有した民間企業等が当該事業を受託し、セミナーの企画・運営・効果検証まで実施している。</p> <p>4.公募時に委託金額の上限を明示するとともに、見積書(事業費の総額、内訳が分かる資料)の提出も求めており、当該セミナー等の実施に係る費用についても審査のプロセスで確認している。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【新産業創出ネットワーク事業】</p> <p>1.地域資源等を活用した新産業創出に取り組む県内中小企業に対し、事業ニーズの掘り起こしから事業化、販路拡大までの各段階に応じて、集中的かつ継続的に支援することで経済活動の活性化を図り、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.同事業で実施している補助事業者を伴走支援の対象としており、対象者にはもれなくメールを送付し、募集している。(なお、補助事業者についてはホームページやチラシ等で広く周知している。)</p> <p>また、新事業に取り組む中小企業の掘り起こし段階では、伴走支援の対象を募集することとしている。</p> <p>3.企画提案方式により委託先を決定している。その結果、専門的知識及び実績を保有した民間企業等が当該事業を受託し、伴走支援を実施している。</p>	
(14) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【新産業創出ネットワーク事業】</p> <p>1.地域資源等を活用した新産業創出に取り組む県内中小企業に対し、事業ニーズの掘り起こしから事業化、販路拡大までの各段階に応じて、集中的かつ継続的に支援することで経済活動の活性化を図り、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>また、当センター業務案内やホームページ、チラシ等で広く周知している。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3.審査委員が審査対象者と利害関係を有する場合、当該委員は当該審査対象者に対する審査に加わることができない旨、審査委員会設置要領に定めている。</p> <p>4.学識経験者、公設の試験研究機関、金融関係者、マーケティングの専門家等を審査委員に選任している。</p> <p>5.交付決定は県が行うことになっており、選定結果については、県がホームページ等で公表している。</p> <p>6.補助対象者は、状況報告や助成事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業状況の報告等が要領で義務づけられている。</p>	

(20) 19事業区分非該当	<p>1.事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。</p> <p>3.受益の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。</p> <p>5.上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。</p>	<p>【新産業創出ネットワーク事業】</p> <p>1.事業全体としては、地域資源等を活用した新産業創出に取り組む県内中小企業に対し、事業ニーズの掘り起こしから事業化、販路拡大までの各段階に応じて、集中的かつ継続的に支援することで経済活動の活性化を図り、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 当取組においては、同事業で実施している補助事業者が成果発表を通じて、県内外の企業や専門家等と交流し、参加者同士のつながりを構築することで、更なる販路開拓やマッチングを支援することを目的としている。 その周知については、ホームページや業務案内等でも広報している。</p> <p>2.県内外の企業や専門家等が参加し、発表者の事業内容周知の機会の提供や参加企業・研究者等の情報交換の場として、適切なものとなっている。</p> <p>3.募集情報をホームページで広く公開するとともに、説明会や広報活動を通じて県内中小企業が等しく申請できる機会を確保している。</p> <p>4.本事業による補助金等を申請しようとする者は、定められた申請書類を提出し、県及びセンターが定める実施要綱等に基づく審査を受けることを条件としている。</p> <p>5.補助事業対象者は、状況報告や補助事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業状況の報告等を要綱で義務づけている。また、補助事業以外については事業の受託者より受領する実績報告書の確認によって、事業が仕様書や計画に基づき適正に遂行されたことを確認し、事業の合目的性の確保に努めている。</p>	
(14) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【新産業創出ネットワーク事業】</p> <p>1.県内中小企業者が実施する新事業創出に関する新技術・新製品の研究開発の取組を支援することを目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している</p> <p>3・4.経営・技術の専門家、大学、県で構成する審査会での審査を踏まえて助成対象者を決定している。</p> <p>5.選定結果については、助成対象者の企業名、事業テーマをホームページ等で公表している。</p> <p>6.助成対象者は、定期的な状況報告や助成事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業化状況の報告等が要領で義務づけられている。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【経営革新等伴走型支援事業】</p> <p>1.代替わりを契機として飛躍を図ろうとする中小企業の後継者等の相談に対応し、伴走型支援による事業の磨き上げを行うことを通じて、未来を担う次世代経営者(現後継者)の育成を推進するものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目指している。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く明らかにしている。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3.中小企業経営革新制度に関する専門知識を有する専門員を設置している。</p>	

<p>(12) 資金貸付、債務保証等</p>	<p>1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。</p> <p>4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)</p> <p>6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>【設備貸与事業】</p> <p>1.小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進のため、設備資金の無利子貸付を行うものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>2.小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進のため、設備の割賦及びリースを原則無担保でおこなうものであり事業目的に合致している。</p> <p>3.貸付要件に該当すれば、すべての小規模企業者等に申請の機会が開かれている。</p> <p>4.債務保証は行っていない。</p> <p>5.当センターの決算資料や公益財団法人全国中小企業取引振興協会の会報等により公表。(企業名は非公開)</p> <p>6.外部専門家等(県、県信用保証協会及び日本政策金融公庫鹿児島支店の役職員)を委員とする審査委員会を実施し、貸付決定している。</p> <p>※平成19年度から新規貸し付けは行っておらず、現在は償却債権の管理事務のみ行っている。</p>	
<p>(20) 19事業区分非該当</p>	<p>1.事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。</p> <p>3.受益の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。</p> <p>5.上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。</p>	<p>【ベンチャープラザ開催事業】</p> <p>1.企業経営者、金融機関、行政機関等のニュービジネスに興味・関心を持つ方々に対して、ベンチャー企業等が開発した新製品・新技術の発表の場を提供するとともに、情報交換等の場を設けて販路開拓等を支援するものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>その周知については、チラシを作成して広く広報するとともに、ホームページや広報誌等でも広報している。</p> <p>2.ベンチャープラザには、企業、金融機関、行政機関から参加者があり、発表企業の事業内容の周知の機会の提供や参加企業等の情報交換の場として、適切なものとなっている。</p> <p>3.県内中小企業者であれば発表のエントリーをすることが可能であり、当日は誰でも参加できる。</p> <p>4.発表の希望があった企業について、事業を共催する機関で趣旨・目的に沿っているか協議の上で決定している。</p> <p>5.共催となっている福岡のニュービジネス協議会から公認会計士等専門家も参加しており、適切な助言指導を行い、質の高いものとなっている。</p>	
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p>	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【がんばる企業の新製品等販路拡大助勢事業】</p> <p>1.海外展開を視野に入れて販路拡大するために国内で開催される商談会・展示会へ出展する者に対し、出展効果を高めるためにセミナーを開催するものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知することとしている。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知することとしている。</p> <p>3.委託先の決定に当たっては、専門的知識及び実績を保有した民間企業等を選定することとしており、当該セミナーの企画・運営・効果検証等を実施することとしている。</p> <p>4.公募時に委託金額の上限を明示するとともに、見積書(事業費の総額、内訳が分かる資料)の提出も求め、当該セミナー等の実施に係る費用についても審査のプロセスで確認することとしている。</p>	

<p>(14) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【がんばる企業の新製品等販路拡大助勢事業】</p> <p>1.自ら開発した新商品・新製品を、海外展開を視野に入れて販路拡大するために国内で開催される海外バイヤーが参加する商談会・展示会へ出展する者に対し、その経費の一部を助成するものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知することとしている。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知することとしている。</p> <p>3・4.センター役員及び事務局長、担当課長等による審査会で選考することとしている。</p> <p>5.選定結果については、ホームページ等で公表することとしている。</p> <p>6.助成対象者は、定期的な状況報告や助成事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業化状況の報告等が要領で義務づけられている。</p>	
<p>(9) 展示会、〇〇ショー</p>	<p>1.当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか/入場者を特定の利害関係者に限っていないか。)</p> <p>3.(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例:出展料に不当な差別がないか。)</p>	<p>【ビジネスマッチング強化事業】</p> <p>1.県内企業の技術力の高さを広くPRすることを目的として、大都市圏で開催される機械要素技術展等へ県内企業から製品を借り受けて出展している。外注ニーズをもつ来場者に対し本県企業の情報提供を行うとともに当財団が主催する「かごしま取引商談会」等への参加誘導を行う。</p> <p>また、当該目的等は情報誌「KISC」やホームページ等で広く周知することとしている。</p> <p>2.来場者も多く、製造業者の間では評価が高いので、商談の機会が期待できる展示会である。</p> <p>3ホームページ等で広く県内の中小製造業者に参加を募集し、申込企業の希望と加工内容を勘案して出展者を選定している。なお、出展料は無料である。</p>	
<p>(20) 19事業区分非該当</p>	<p>1.事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。</p> <p>3.受益の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。</p> <p>5.上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。</p>	<p>【ビジネスマッチング強化事業】</p> <p>1.モノづくり分野における新たな外注ニーズを的確に把握し新規取引先の開拓を促進するとともに、各種商談会等の実施により県内中小企業のマッチング機会の創出を図る。</p> <p>また、当該目的等は情報誌「KISC」やホームページ等で広く周知することとしている。</p> <p>2.鹿児島県の県外事務所・駐在(東京、大阪(名古屋市駐在を含む)、福岡)とモノづくり企業に関する情報の共有化を図り、本県のモノづくり企業のPR及び新規発注案件の掘り起こしを行う。また、県内企業の受注機会拡大のため「かごしま取引商談会」、「ミニ商談会」等を開催する。</p> <p>3.これら商談会への参加については広く公募しており県内企業全体に開かれている。</p> <p>4.商談会の開催前に商談会の参加者の情報を事前登録しており、参加は無料。</p> <p>5.特定企業に対する利益供与とならないように発注企業のニーズと受注企業の希望を勘案して成果が上がる商談会となるよう細やかな検討を行ったうえで実施している。</p>	

(9) 展示会、○○ショー	<p>1.当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか/入場者を特定の利害関係者に限っていないか。)</p> <p>3.(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例:出展料に不当な差別がないか。)</p>	<p>【半導体関連企業取引拡大支援事業】</p> <p>1.県内半導体関連企業のサプライチェーンの新規参入や取引拡大を図ることを目的として、大規模な半導体関連展示会への出展等を行う。 また、ホームページ等で広く周知することとしている。</p> <p>2.来場者数が概ね1万人を超える大規模な半導体関連展示会であり、展示会参加後のフォローアップまで行うため確実な取引成立・拡大が期待できる。</p> <p>3.ホームページ等で広く県内の中小製造業者に参加を募集し、申込企業の希望と加工内容等を勘案して出展者を選定している。なお、出展料は無料である。</p>	
(20) 19事業区分非該当	<p>1.事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。</p> <p>3.受益の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。</p> <p>5.上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。</p>	<p>【モノづくり情報収集提供事業】</p> <p>1.取引のあっせん等により、受託企業である県内中小企業の受注量の確保・増大や経営の安定を図るもので、本県産業の振興と地域経済の発展を目指している。 また、当該目的等は情報誌「KISC」やホームページ等で広く周知することとしている。</p> <p>2.県内受注企業のビジネスチャンス拡大支援のため、県内外における発注企業の新規発注案件を掘り起こし、得られる情報をもとに取引あっせんを行う。</p> <p>3.取引あっせんは当財団の情報誌「KISC」やホームページ等を通じて広く情報提供を行い、具体的な発注案件等については、当センターの登録受注企業を中心に広く公開しており受益の機会が開かれている。</p> <p>4.取引あっせん登録を希望する場合、受益者は当財団が定める申込手続きを行う必要があるが、登録料や紹介料は無料。</p> <p>5.事業の実施にあたり、審査は伴わない。受注の確保・拡大を図り、受託企業である県内中小企業の経営基盤を強化するため、広く県内中小企業を対象に事業を実施している。</p>	
(20) 19事業区分非該当	<p>1.事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。</p> <p>3.受益の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。</p> <p>5.上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。</p>	<p>【下請振興事業】</p> <p>1.県内中小企業の販路・取引拡大を図るとともに企業間取引の適正化を推進するもので、本県産業の振興と地域経済の発展を目指している。また、当該目的等は情報誌「KISC」やホームページ等で広く周知することとしている。</p> <p>2.県内中小企業の販路・取引先拡大を図るため、取引あっせんに精通した職員及び広域専門調査員2名により取引あっせん業務を行う。</p> <p>3.具体的な発注案件等については、情報誌「KISC」やホームページ等で公開している。</p> <p>4.取引あっせん登録を希望する場合、受益者は当財団が定める申込手続きを行う必要があるが、登録料や紹介料は無料。</p> <p>5.事業の実施にあたり、審査は伴わない。受注の確保・拡大を図り、受託企業である県内中小企業の経営基盤を強化するため、広く県内中小企業を対象に事業を実施している。</p>	

(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【取引かけこみ寺事業】</p> <p>1.企業間取引に関する様々な相談に対応することで、公正かつ自由な経済活動の確保等を図るもので、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレットで広く明らかにしている。</p> <p>2.取引に関する様々な悩みや相談ごとを抱えている企業であれば、利用可能。</p> <p>3.取引に関する様々な悩みや相談ごとへの対応は、公益財団法人全国中小企業取引振興協会の取引かけこみ寺本部所属の専門相談員が対応。 また、専門相談員で対応できない案件は、登録弁護士が相談に応じるなど、専門知識を有する者が関与している。</p>	
(20) 事業区分非該当	<p>1.事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。</p> <p>3.受益の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4.受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。</p> <p>5.上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。</p>	<p>【情報支援事業】</p> <p>1.IT活用方策や、優良事例の紹介、企業活動に有益な情報を複数の手段で広く提供、県内中小企業の情報化を支援しており、本県産業の振興と地域経済の発展を事業の目的としている。</p> <p>2・3.企業活動に有益な情報を、ホームページ、メルマガ、新聞、情報誌「KISC」で広く提供している。</p> <p>4.提供する情報や掲載記事は国、地方自治体、商工会などの公的機関から提供されたものが主体となっている。</p> <p>5.発信する情報は、特定の業種・分野のみを対象としたものとなっていない。</p>	<p>同じ内容を繰り返し記載している部分を整理し、「ウ 事業の実施にあたり、審査・選考は行わない。」の部分は、事業の公共性・公益性・公平性・必要性を確認していないと読め、事実と異なるので、削除しました。</p> <p>(令和7年度の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ作成等支援事業審査会を開催し、応募16社から助成対象10社を選定。</li> <li>・ DVD貸出では、社員研修以外の事業(外国人実習生の教育を有料で実施する事業)に貸出したDVDを利用している事例があったため、目的外のDVD利用を行わないよう注意した。</li> </ul>
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【KISC会員支援事業】</p> <p>1.県内中小企業者を対象に、業務へのIT活用に関するセミナー等を開催することにより、中小企業の振興を支援し、広く県民の利益の増進に寄与することを目的としている。 また、セミナーの内容はホームページやメールマガジン、パンフレット等で周知している。</p> <p>2.セミナーは、業参加資格を設けず、遠隔地からも参加できるように配信を交えて開催している。</p> <p>3.講師は、IT専門家等を充てている。</p> <p>4.講師の報酬は、県の規定に準じた額としている。</p>	

<p>(14) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【先端技術研究開発支援事業】</p> <p>1.県内中小企業による新技術・新製品の開発、AI・IoTやロボット等先端技術を活用した研究開発、カーボンニュートラルの実現に向けた研究開発を支援することによって、本県産業の高付加価値化を図ることを目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3・4.大学や県の公設試験研究機関等の技術的な専門家とセンター役員及び事務局長、関係課長等による審査会での審査を踏まえて助成対象者を決定している。</p> <p>5.選定結果については、助成対象者の企業名、事業テーマをホームページ等で公表している。</p> <p>6.助成対象者は、定期的な状況報告や助成事業完了時の実績報告及び当該年度から5年間、事業化状況の報告等が要領で義務づけられている。</p>	
<p>(5) 相談、助言</p>	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公表している。)</p>	<p>【シーズ・ニーズ・マッチング促進事業】</p> <p>1.産学官の連携促進により、新たな地域産業の創出を図ることで、経済活動の活性化による本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等や会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3.センター職員による助言が難しい場合には、大学や県の公設試験研究機関等の技術的な専門家に問い合わせを行って対応している。</p>	
<p>(14) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【海外出願支援事業】</p> <p>1.新技術等で研究開発した新製品等について、国際的な事業展開・販路拡大のため戦略的に外国出願を行う地域中小企業に対し、知的財産権侵害品等に対応するために、事業展開を目指す中小企業等を支援することで本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く明らかにしている。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3・4.外部の知的財産権専門家や海外取引支援等の専門家等による審査選考委員会で選考している。</p> <p>5.選定結果については、ホームページ等で公表することとしている。</p> <p>6.助成対象者は、助成事業完了時の実績報告が要領で義務づけられている。</p>	

<p>(16) 表彰、コンクール</p>	<p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として、位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか?</p>	<p>【かごしま産業技術賞事業】</p> <p>1.県内に本社若しくは工場等を有する中小企業等(個人を含む)を対象に最近3ヶ年に開発した新製品・新技術のうち、特に優れたものを顕彰することにより、技術の高度化及び活性化を図るとともに、中小企業の振興発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く明らかにしている。</p> <p>2.外部専門家、産業界代表者、行政代表者からなる審査会により決定する。</p> <p>3.外部専門家(学識経験者)が審査委員として複数参加している。</p> <p>4.誰でも参加できる表彰式を開催し、その中で記念講演を行い公表を行っている。 また、ホームページにて受賞者を公表している。</p> <p>5.応募は無料である。</p>	
<p>(12) 資金貸付、債務保証等</p>	<p>1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。</p> <p>4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)</p> <p>6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>【創造的中小企業創出支援事業】</p> <p>1.新製品・新サービス等の創出など創造的な事業活動を行う中小企業を支援し、経済活動の活性化を図るもので、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。</p> <p>2.創造的中小企業の育成のため、無利子による融資や無担保による債務保証を行うもので事業目的に合致している。</p> <p>3.本県中小企業者であれば、制限することなく申請の機会を設けている。</p> <p>4.特定の金融機関に限定はしていない。</p> <p>5.過去の債務保証の実績(件数、金額)を、ホームページへの掲載などにより公表している。</p> <p>6.学識経験者、金融関係者、官公庁等を代表する専門家を審査委員に選定している。</p> <p>※平成15年度に事業が終了し、基金の造成資金は返還済み。代位弁済を履行した企業に係る求償権が生じているため、特定ベンチャーキャピタルと連携を図り、求償の回収事務を実施。</p>	
<p>(14) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【成長型中小企業等研究開発支援事業】</p> <p>1.中小企業・小規模事業者による情報処理、精密加工等のもづくり基盤技術の向上を図るための国の公募事業において、事業管理機関として、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等と連携して行う研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を一貫して支援するものであり、本県産業の振興と地域経済の発展を目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3・4.当該事業の選考は国が行っており、各分野の専門家などが関与し、公平・公正な審査が行われていると考えられる。</p> <p>5.国の担当省庁のホームページ等で公表している。</p> <p>6.当センターは事業管理機関として、民間企業等に対して間接補助を行っており、定期的な状況報告や現地確認を行っている。また、事業完了時の実績報告及び事業完了の翌年度から5年間、事業化状況の報告等が要領で義務づけられている。</p>	

<p>(14) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【魅力ある食品開発支援事業】</p> <p>1.県内中小企業による良質で豊富な農林水産物を活用した機能性表示食品やハラル認証食品等の付加価値の高い食品の研究開発や商品開発を支援することによって、付加価値の高い産業の創出を図ることを目的としている。 また、情報誌「KISC」やホームページ、パンフレット等で広く周知している。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知している。</p> <p>3・4.大学や県の公設試験研究機関等の技術的な専門家とセンター役員及び事務局長、関係課長等による審査会での審査を踏まえて助成対象者を決定している。</p> <p>5.選定結果については、助成対象者の企業名、事業テーマをホームページ等で公表している。</p> <p>6.助成対象者は、定期的な状況報告や助成事業完了時の実績報告及び当該年度から5年間、事業化状況の報告等が要領で義務づけられている。</p>	
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p>	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」という。)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【ものづくり経営者育成塾かごしま】</p> <p>1.変動する社会経済情勢の中で、県内ものづくり企業が成長し続けることを目的に、次代を担う若手経営者等が県内外企業の優れた経営手法を学び、課題解決策を共に検討し、相互に交流する人材育成塾を開催するもので、本県産業の振興と地域経済の発展を目指している。 また、業務案内やホームページ、パンフレット等で広く周知することとしている。</p> <p>2.ホームページ、メールマガジン及びチラシ等で募集するとともに、会合等あらゆる機会を捉えて周知することとしている。</p> <p>3.セミナーに近い性質のものであるため、確認行為は行わないが、受講後の新たな取り組みに向けた意向や取組内容等に関するアンケートや調査を実施することとしている。</p> <p>4.講師等に対する報酬については、支給要領に基づき支払われるものであり、社会通念上、適正な範囲内の金額を設定することとしている。</p>	

注1 必要に応じ、事業計画等の記載を参照して、公益認定等ガイドライン第2章第2 申請書記載事項を参考に記載してください。

[4]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

